

(平成21年度)

教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

平成22年3月

新城市教育委員会

目 次

1 点検及び評価制度の概要	1
2 教育委員会	1
3 教育委員会事務局の行政組織	3
4 教育委員会事務局の事務分掌	4
5 平成21年度基本方針と施策の点検・評価	5
6 学識経験者の意見	11

1 点検及び評価制度の概要

1 制度

教育基本法の全面改正に伴い、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の教育三法が改正されるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化している。

平成19年6月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）においては、「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第27条の規定に基づき、昨年度から教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。

2 目的

この点検・評価は、教育行政の基本的な方針の策定等と同様に、教育委員会が管理・執行しなければならない事務として位置づけられ（地教行法第26条の2）、評価の結果を議会に提出し、公表することにより地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業

本年度の点検・評価は、新城市教育委員会の平成21年度教育方針と主要施策について、平成22年1月末時点において実施した。

4 学識経験者の知見の活用

選任した学識経験者2名から、教育委員会事務局が行った点検・評価の結果について、外部評価を受けるという形で実施した。

学識経験者の選定に当たっては、本市にゆかりのある方を前提としつつ、広い視点からの知見を期して、学校教育、社会教育での教育や人材育成に携わっている識見の高い方の知見の活用を考慮した。

学識経験者

氏 名	職 歴 等
池 田 勝 昭	愛知新城大谷大学 福祉心理専攻／教授
森 田 收	新城珠算学校校長 元新城市教育委員、元新城市社会教育委員

2 教育委員会

1 教育委員会制度

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本の方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体的な教育行政事務を執行する行政機関としてすべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会である。

2 教育委員会の構成

- ・ 教育委員会は、5人の委員から構成されている。
- ・ 委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命され、その任期は4年であり、再任もできる。
- ・ 委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰する。委員長の任期は1年であるが、再任もできる。
- ・ 教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命する。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、すべての事務をつかさどる。
- ・ 事務局は、教育長の統括の下、教育委員会の権限に属する事務を処理する。事務局の組織は、それぞれの教育委員会の規則で定められている。

3 教育委員会の活動状況

教育委員会の活動として、定例会や臨時会の会議開催のほか、課題研究・意見交換のため、また学術及び文化に関する議見を高めるための研修を行うとともに、各種行事・会議に出席している。

なお、定例会、臨時会の会議録をホームページで公開するなど、広く市民に開かれた教育委員会を目指している。

(1) 定例会開催 10回 (平成21年4月～平成22年1月)

議案等件数 ・ 議案 6件

(2) 臨時会開催 3回 (平成21年4月、8月、11月)

議案等件数 ・ 議案 5件

(3) 愛知県市町村教育委員会連合会等への参加

県内各市町村教育委員会相互の緊密な連絡協調と教育諸問題の研究等により、教育水準の向上と教育行政の円滑な運営に資するため参加した。

・ 愛知県市町村教育委員会連合会 第42回定期総会及び研修会 (7月2日)

(4) 学校訪問

学校経営方針や学校現場の課題、授業等を実地に視察し実情把握をした。

鳳来東小、東郷西小、鳳来寺小、鳳来中部小、八名中、八名幼、東陽小、東郷東小、作手中、巴小、新城小、協和小、鳳来西小、新城中の14幼小中学校へ教育委員各1名が参加した。

(5) 各種行事・式典等(年間)への出席

卒業式をはじめとした儀礼的行事、文化祭や合唱コンクールをはじめとした学芸的行事、運動会をはじめとした健康安全・体育的行事への出席。

また、成人式や市民文化講座等への出席。しんしろスポレク祭をはじめ、各競技団体が行う春夏市民体育大会、新城マラソン大会等への出席。

教育委員会委員

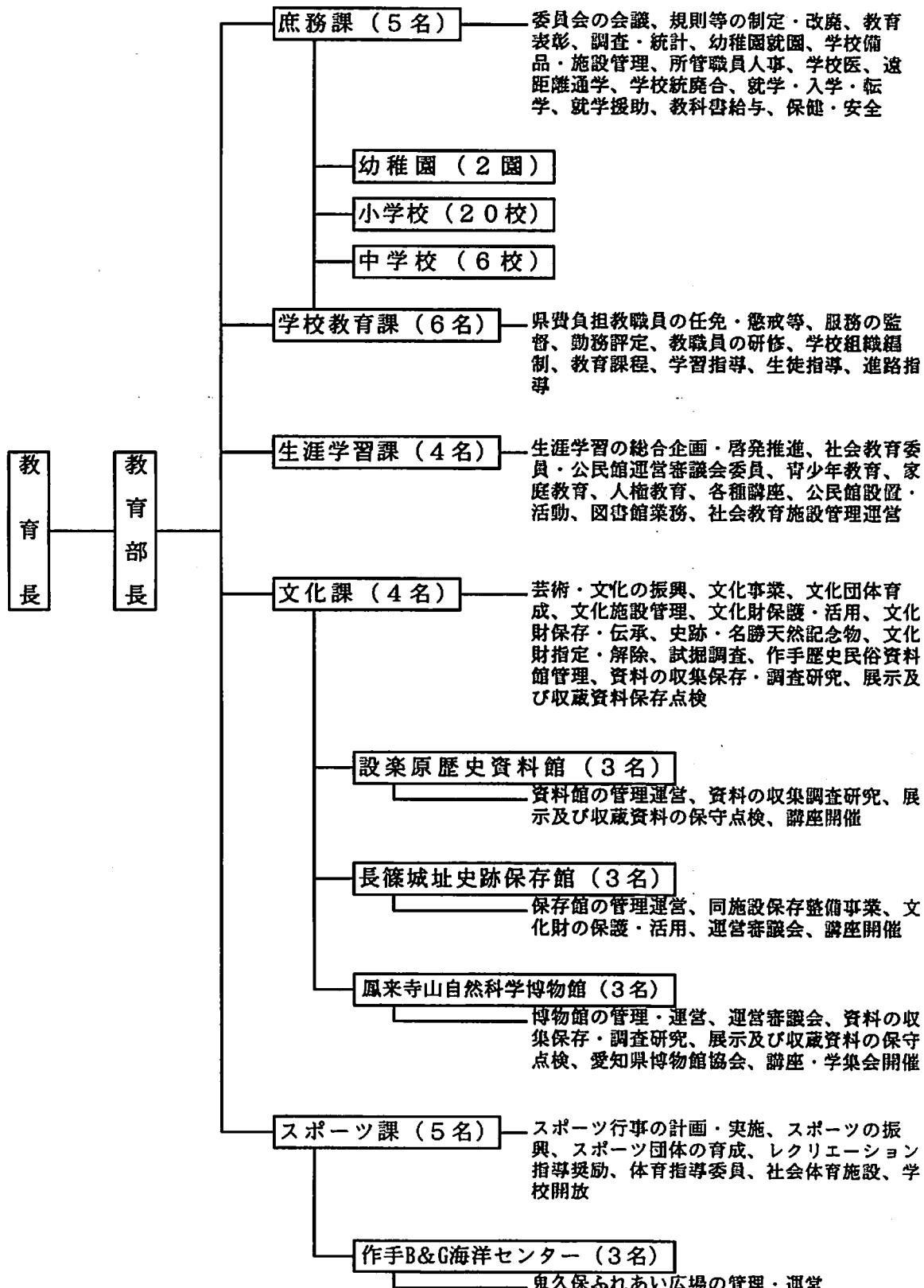
(平成22年1月1日現在)

職 名	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	馬場 順一	平成18年11月29日～ 平成22年11月28日	
委員長職務代理者	篠津 順子	平成20年11月29日～ 平成24年11月28日	
委 員	菅沼 昌人	平成21年11月29日～ 平成25年11月28日	
委 員	中根 正介	平成19年11月29日～ 平成23年11月28日	
委 員 (教育長)	和田 守功	平成21年11月29日～ 平成25年11月28日	

3 教育委員会事務局の行政組織

組織及び主な事務

(平成21年4月1日現在)



4 教育委員会事務局の事務分掌

庶務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 教育財産の管理に関すること。
- (5) 教育表彰に関すること。
- (6) 教育に関する調査、統計及び広報に関すること。
- (7) 幼稚園の就園、奨励費等に関すること。
- (8) 小中学校、幼稚園の備品に関すること。
- (9) 事務局職員、県費負担教職員以外の教職員の任免その他の人事に関すること。
- (10) 学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- (11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (12) 遠距離通学に関すること。
- (13) 学校統合の調整に関すること。
- (14) 児童及び生徒の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (15) 教職員、児童生徒及び幼児の保健並びに安全に関すること。
- (16) 教科書、指導書等の取扱いに関すること。
- (17) 学校体育に関すること。
- (18) 学校給食に関すること。
- (19) 要保護、準要保護又は特別支援学級の援助費又は奨励費に関すること。
- (20) 校舎その他の施設及び教具その他の設備に関すること。

学校教育課

- (1) 県費負担教職員の任免、懲戒その他進退の内申に関すること。
- (2) 県費負担教職員の服務の監督及び勤務成績の評定に関すること。
- (3) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (4) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- (5) その他学校教育の指導及び助言に関すること。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の総合企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 生涯学習の啓発推進に関すること。
- (3) 社会教育委員及び公民館運営審議会委員に関すること。
- (4) 生涯学習推進体制に関すること。
- (5) 青少年教育、家庭教育、人権教育及び各種講座に関すること。
- (6) 公民館の設置及び活動に関すること。
- (7) 図書館業務に関すること。
- (8) 社会教育施設に関すること。

文化課

- (1) 芸術文化の振興に関すること。
- (2) 自主文化事業に関すること。
- (3) 文化活動の支援及び文化団体の育成に関すること。

- (4) 文化施設に関すること。
- (5) 文化財の保存、伝承及び活用に関すること。
- (6) 文化財保護審議会に関すること。
- (7) 市誌等の編さんに関すること。
- (8) 設楽原歴史資料館に関すること。
- (9) 長篠城跡保存整備事業に関すること。
- (10) 長篠城址史跡保存館の管理運営に関すること。
- (11) 凤来寺山自然科学博物館の管理運営に関すること。
- (12) 作手歴史民俗資料館の管理運営に関すること。

スポーツ課

- (1) スポーツの振興及びスポーツ団体の育成に関すること。
- (2) スポーツ行事の計画及び実施に関すること。
- (3) レクリエーション指導奨励に関すること。
- (4) 体育指導委員に関すること。
- (5) 社会体育施設に関すること。
- (6) 学校開放に関すること。
- (7) 鬼久保ふれあい広場に関すること。

5 平成21年度教育方針と施策の点検・評価

1 新城教育の目標 ～新城ふるさと力の創造～

「新城教育」の目標は、「新城ふるさと力（パワー）の創造」であります。新城で生まれ育つ子どもに「誇り」を持たせたい。新城で生活する日々に「喜び」を感じさせたい。

そのためには、子どもの頃から「ふるさと新城」のよさを体感し、大人と一緒にになって、「ふるさと新城」を愛し、護り育てる活動をすることです。新城にしかない、新城ならではの自然・人・歴史文化、この三つのすばらしい宝、「新城の三宝」に光を当てる嘗みこそが、「新城教育の原点」であり、「新城ふるさと力（パワー）」の源であります。

2 学校教育の方針と主な施策

学校教育では、「新城ふるさと力（パワー）」の素地を培うために、新城の自然、人、歴史文化の「三宝に親しみ、知を愛し、体を鍛える」ことを目標とします。

方針1 愛のスクールインフラの構築

義務教育は、子どもの就学は親の義務、学校の設置は自治体の責任です。

親や市民、行政による温かい愛のまなざしのもとで「安全な学びの環境」「セーフティエリア」が担保されること、必須要件です。

<施策>

1) 学校建物の耐震補強工事の促進

教育委員会の最優先事項で、数年来の悲願であります。一刻も早い全小中学校の達成を望んでいるところであります。

文科省によれば、構造耐震指標 I_s 値が 0.7 以上であれば、大地震での倒壊・崩壊の危険性が低いとされています。現在、市内の小中学校で耐震補強工事の必要な建物は、校舎が 6 校 8 棟、屋内運動場が 5 校 5 棟の計 13 棟あります。平成 21 年度は、校舎耐震補強工事 1 校 1 棟、校舎 2 校 2 棟、屋内運動場 2 校 2 棟の実施設計、屋内運動場 1 校 1 棟の耐力度調査を予定しています。

2) 学校教育の施設設備の充実・整備

救命に直接関わる AED を全中学校に設置し、子どもや市民の不測の事態に役立たせることができます。また、プール改修工事を新城中など 4 小中学校で行います。情報面では、全小中学校のパソコンとプロジェクターを整備し、有効に活用してまいります。

3) 危機管理システムの整備

いつ何時、どこで何が起きても不思議はない、そんな時代にあって、最悪の事態を想定して危機に備えることは、教育委員会として不可欠の要件です。

食の安全、大規模地震や異常気象、新型インフルエンザ、あるいは、登下校の危険、不審者侵入、喫煙・薬物乱用、有害サイトなど、天災・人災に対して、保護者や地域の方々との連携のもとで危機管理ができるよう、早急に「学校危機管理委員会」を設置して対策を講じてまいります。

<点検・評価>

今年度は、作手中学校の校舎耐震補強工事を平成21年11月11日に完了した。その他、東郷東小学校校舎、舟着小学校屋内運動場、東郷中学校校舎、八名中学校屋内運動場の耐震補強実施設計については平成22年3月29日まで、新城小学校屋内運動場の耐力度調査については平成22年3月17日までの工期となっており順調に進捗しています。なお、舟着小学校、東郷中学校、新城小学校については、補正予算により前倒しで施行しているものです。

全中学校へのAED設置については、平成21年7月23日に配備完了しております。また、プールの改修については、鳳来中部小学校、東陽小学校、新城中学校、八名中学校の4校について平成22年3月12日までの工期となっており順調に進捗しています。小中学校の教職員に1人一台パソコンの整備は平成21年11月12日に完了し、年明けから使用を開始しています。

方針2 知のネットワークの推進

恵まれた自然、豊かな伝統文化、さまざまな分野で熟達した人々、「新城学びのキャンパス」にあふれる三宝の価値を、新城教育の根幹に位置づけ、学校教育に生かします。

<施策>

1) 三宝の価値を発掘し、「ふるさと力」の向上を図る

学区の自然を学ぶ学習、さまざまな分野におけるその道の達人の活用、世代を超えた人々との交流、伝統文化の継承、博物館・資料館の積極的活用を通し、学校の特色を浮き彫りにした、新城ならではの価値ある活動を支援し、「ふるさと新城」を子供の感性で受け止めさせ、その命に刻み付けていきます。ふるさとの三宝に親しみ、父母や教師の愛や、地域のぬくもりのなかで育った子供ならば、思いやりや感謝の気持ち、命を大切にする気持ちは、おのずと育まれます。そして、このような教育環境で育った子供はふるさとを愛し、ふるさとをかけがえのないものとして大切にします。教育委員会は、各学校の主体性や独自性を生かしたオンリーワン教育活動が展開できるように全小中学校を支援していきます。

2) 教材の地産地消を進め、「学習力」の向上を図る

いのちの教育、学力・体力の向上、学習・生活習慣の確立、特別支援教育、そして、複式学級指導、食育などの教育課題に対し、地域の教材を開発するとともに、地域の先生を招聘して、子供たちの学びの場を広げます。教室の中で机に向かって学習する座学だけなく、「新城学びのキャンパス」に足を踏み入れ、五感を存分に使って学びを深めていくことにより、生涯にわたって生かすことのできる「学習力」の向上に努めます。

3) 三宝の価値を共有化し、知を愛し体を鍛えます

学区の三宝を活用した学習、さまざまな分野の達人に学ぶ活動などを、学校のホームページで発信したり教育インターネットで紹介したりすることにより、市内全小中学校で三宝の価値を共有できるようにします。また、各学校の教育活動に図書館利用を取り入れ、知識の幅を広げていきます。さらに、屋外での学習や遊び、部活動を通

して体を鍛えることにも力を入れます。

4) 小学校の適正規模の再配置を検討します。

地域で育つ子どもたちをどのような規模の学校で学ばせるかの選択・決定は大人の責任です。「学校再配置指針」にのっとり協議を進めてまいります。

なお、山吉田小学校の耐震補強工事に伴う黄柳野小学校との再配置につきましては、山吉田・黄柳野両学区の協議の結果、学区の総意として市長・教育長に新設・統合の要望が出されましたので、旧山吉田中学校跡地に新たなる小学校を建設の方向で考えます。

<点検・評価>

各学校において、学区の三宝を活用した教育活動がますます充実してきている。日本最古の「塩瀬まんじゅう」を復活させ、地域・全国に発信している学校、アマゴの養殖を教育活動の中心にすえた学校、特産の巨峰作りに取り組んでいる学校など、三宝を教材として位置づけることにより、特色ある学びが展開されている。

また、学校のホームページを活用した情報発信も積極的に行われている。保護者や地域の方のアクセスも増加の一途をたどっており、子供たちの学校生活、学習や活動のようすを把握することができる。子供や学校の様子を、保護者や地域の方に理解していただくことが、地域社会を基盤とした教育の発展に不可欠である。本年度までにつくりあげてきた保護者や地域の方とのつながりをもとに、今後、学校と保護者、学校と地域社会が双方向のコミュニケーションをとることで、さらに教育の充実を図りたいと考える。そして、学校間においても、それぞれの実践を共有し、互いに学び合うことにより、市内全小中学校の教育の充実をめざしたい。

小学校の再配置については、平成21年3月に「学校再配置指針」を示し、9月1日に作手地区、4日に鳳来地区の地区長に、この「学校再配置指針」の説明と今後の児童数の推移を説明するとともに、今後の協議のもって行き方を協議しました。

山吉田地区に小学校を新設する事業については、平成20年度の補正予算において工事基本設計委託、移転予定地内測量及び地質調査委託、旧山吉田中学校校舎解体工事の経費が計上され、平成21年度へ繰り越されました。移転予定地内測量及び地質調査、旧山吉田中学校解体については平成21年10月6日までに完了しており、工事基本設計については平成22年3月23日までの工期となっており、予定どおり進捗しています。

方針3 人のチームワークの強化

情報、予算、個別課題の解決に向けた施策を推進します。

<施策>

1) 地域力で地域の子供たちを温かく育む組織を整備

市内の多くの小中学校は学区が広く、登下校の道のりも長く、子供たちの安全な登下校、下校後の活動に不安があります。スクールガードや青パト隊など地域の協力を得て、危険防止に努めます。

2) 特別支援、不登校、いじめ、などの指導体制の強化

・特別支援

幼小中学校において、個別に支援の必要な子供の状況をとらえ、適切な支援が行えるように努めます。個別に丁寧に対応できるよう、ハートフルスタッフを派遣し、日々の学校生活を支援していきます。

・不登校

一人一人の子供に十分に目が届くように十分に配慮し、すべての子供が生き生きと学校生活を送ることができるよう、全小中学校にはたらきかけ、支援します。不登

校になった場合は、市の適応指導教室において、教育を受け、社会性を育む機会を確保するともに、学校に復帰できるように、人的支援を含め教育環境を整えることに努めます。

・いじめ

市内全小中学校において、「いじめのない学校」をめざし、他者を思いやる心の教育を開拓できるように、はたらきかけ、支援します。「いじめ・人権問題サポート委員会」を開催し、いじめの長期化や深刻化を防ぐことができるようになります。また、ネットいじめなどにも対応した「早期対応システム」を整備していきます。

3) 元気な子供、元気な教師、元気な学校づくり

「教育は人なり」「教師が変われば子供も変わる」と言われるように、教師が元気な学校ならば、子供も元気にのびのびと成長します。しかし、最近の学校現場では、多忙化・多忙感が増幅し、教師の懸命の工夫・努力にもかかわらず、子供と向き合う時間がなかなかとれないのが実状です。また、教師同士が指導力の向上に向け切磋琢磨する時間も少なくなっています。

これらの問題を解決するために、学校や教師集団自らが、いかに協働の組織を構築し、業務の精選・効率化を図り、やりがいと喜びをもって教育に携わるかを研究・実践します。

<点検・評価>

スクールガードや青パト隊など地域の方の献身的な協力を得て、子供が安全に通学できている。

「学校を元氣にするマネジメント活動」では、複式学級の授業のあり方について菅守小学校から「今 複式授業がおもしろい」の新たな提案があった。市内において、複式学級を有する学校は約半数に達しているため、この実践を共有し、これから複式教育に生かし、元気な小規模校を増やしていきたい。また、庭野小学校からは、「音楽が大好きな子供の育成」として、自分の思いを豊かに表現できる音楽授業のあり方の提案があった。研究発表会では、生き生きと学ぶ子供の姿に、市内の多くの教師が共感し、その手立てを共有化する機会となった。

特別支援教育においては、一人一人の子供の個性に応じ、その子を見つめ、その子を伸ばす教育が展開されている。特別な支援を必要とする子供が増加傾向にあることから、今後も支援を強化したい。「いじめ人権問題サポート委員会」、「いじめホットライン」に寄せられた相談は、それぞれ1件ずつあった。相談内容をもとに、学校と連携を取り、いじめ・人権問題を早期に解決できるように取り組んでいる。

教師力サポート体制としては、教育研修会での授業研究、しんしろ教師塾での「始良火山灰を使った授業づくり」、教頭研修会での情報モラル教育研修など、実践力を高める内容の研修が行われた。学校現場の多忙化、多忙感の増幅については、今後も継続して研究する余地がある。研究を進め、教師が子供のためになる教育に全力を注げるようにしたい。

3 社会教育の方針と主な施策

方針1 新城市生涯学習推進計画の推進

(1) 生涯学習推進計画の着実な進捗

市域全体を「新城学びのキャンパス」とし、地域活動・文化活動・里山活動・生きがい活動を展開し、感動・創造・貢献の喜びを感じる環境づくりを推進。

(2) 図書館の活性化と読書活動を拡大

子供のころから図書館が生活の一部となるよう習慣づけるために「わたしの図書館活用運動」を推進。また、図書館から離れた地域に対する利便性も考慮。

(3) 生涯学習の拠点となる公民館連合会の整備

三地区の公民館活動の成り立ち・活動はそれぞれ異なるが、公民館連合会に糾合し、

それぞれ地域コミュニティの核として事業が進められるよう支援。

<施策>

- 1) 生涯学習専門員会において、推進計画の検証と3年ごとの見直しをする。また、生涯学習市民大学も開催する。市内3カ所で親子で水に親しむ「親子せせらぎアリア」を実施。
- 2) 利用率向上をめざし「新城図書館利用者サービス実施計画書」の策定。
- 3) 地域の特性を活かした生涯学習に対して支援をおこない、地域の活性化と地域住民の交流と親睦を図る。全市的な公民館組織を立ち上げ、補助金の交付方法の統一を図る。

<点検・評価>

平成21年は、子どものころから、新城のすばらしい自然にひとり、ふるさとのよさを体感できるよう、「親子せせらぎエリア」を設けた。水がきれいで、浅瀬で安全性があり、近くに駐車場所やトイレのあり、地元のご理解の得られた3カ所を期間限定で開設した。親子で水遊びを楽しむことが出来たと考える。

図書館の利用率向上対策については、作手地区においては、B & Gから総合支所へ移動、貸出冊数の5冊から8冊へと拡大。新たにFAXによる本のメール便を開設し、貸出方法の利便性を図るなど、さまざまな図書館改革に取り組んだ。そのほか新城小学校2年生の児童を対象に「自分が読みたい本が図書館にある」事業も実施した。

公民館組織については、平成21年度に新城地区と鳳来地区の分館長報酬を統一するとともに作手地区においても平成21年度に部分的ではあるが公民館組織ができ、全市的な公民館組織を立ち上げることが出来た。

平成22年度においては今まで統一が出来なかった生涯学習活動（公民館活動）に対する補助金の算出基準も統一していく。

方針2 三宝を活用した文化活動を応援

(1) 自然の価値を広報し、自然に親しむ活動を支援する

「新城の自然の価値」は、「日本百選」が「阿寺の七滝」をはじめ12件の自然が選ばれ、また、国の名勝・天然記念物に鳳来寺山をはじめ6件が指定されています。これは、日本の宝として認められていることにはかなりません。

まずは、市民がその価値を認識することが大切で、さまざまな機会を通して子供や市民への広報活動を行ってまいりたいと思います。また、自然科学博物館を拠点として、生涯学習・スポーツ活動・学校教育等々、互いに連携し自然の価値を体験できる活動を企画し、支援します。

(2) 市民の文化振興活動を支援

市内28団体1,330名が加盟する新城市文化協会の活動を支援します。また、芸術鑑賞教室、音楽祭、歌舞伎、薪能などの文化事業や市民文化講座を開催していきます。

そして、文化活動の拠点である文化会館の経年劣化に伴う改修工事も継続して行っていきます。

(3) 歴史文化の価値を広報し、保護伝承活動を支援

「新城の歴史伝統文化の価値」は、国の文化財指定に「東照宮」をはじめ8件、県指定に「木造十一面観音立像」をはじめ11件の指定を受けており、まさに伝統文化の宝庫です。それぞれの地域で脈々と受け継がれている文化財を後世に残すために文化財の保護・伝承のための活動を支援して行きます。

<施策>

1) 凤来寺山自然科学博物館を拠点とした自然学習の展開

学習会活動「新城市まるごと屋根のない博物館」野外観察会を9回にわたり開催するなど、自然に対する認識を深めます。

2) 特別展の開催

「ふるさとの棚田と湿原をまもる」「変わりゆくふるさとの自然」「きのこ展」「み

んなでつくる博物館」の4つの特別展を春夏秋冬に開催し、「新城の自然の価値」を広く広報し、自然に対する理解に努めます。

3) 新城市文化協会に対する活動支援（補助金）

市文化協会の活動に対し、補助金を交付し、その支援を行います。

4) 文化事業の開催

市内小学生・市民を対象とした「芸術鑑賞教室」「ファミリー・シニア劇場」「つくでの森の音楽祭」や市指定文化財である「新城歌舞伎」「新城薪能」など開催します。また、第34回を迎える「市民文化講座」を開催し、文化に触れる機会の創出に努めます。

5) 文化会館（地域文化広場）の改修

地域文化広場改修計画に基づく、改修を行い安心して安全に利用することができる文化会館を目指します。

6) 文化財の保護と伝承

伝統民俗芸能の保存伝承活動への支援、指定史跡の環境整備を行います。

<点検・評価>

鳳来寺山自然科学博物館特別展には、期間中5,785名の来館があり、また、学習会・子ども自然講座・ジュニアナチュラリスト養成学級・屋根のない博物館ガイドツアー講演会、市内小学校への出前講座など、自然に親しむ活動の支援ができた。

文化協会への助成や加盟団体主催事業等への後援を行うなど文化活動への支援を行った。また、本市文化活動の拠点である文化会館施設設備の改修を行い環境整備に努めた。

歴史文化の広報と保護伝承支援では、市広報に市内に所在する文化財などを掲載し、広報するとともに無形民俗芸能の保存継承活動、指定文化財の保護・環境整備に努めた。また、10月に来襲した台風により被害を受けた文化財の修復・保護にも努めた。

方針3 三宝を活用したスポーツ活動を応援

(1) 新城市生涯スポーツ推進計画を策定

新城市の公共スポーツ施設は、桜淵いこいの広場はじめ屋外17施設、市民体育館はじめ屋内14施設。学校体育施設が30施設ある。こうした施設を活用し、多くの関係組織と協力し、スポーツを愛好するなかで、健康増進・体力向上、コミュニティ推進ができるような生涯スポーツ推進計画を策定。

(2) 市民のスポーツ振興活動を支援

市内24団体3700名が加盟する新城市体育協会や各地区の体育振興会の活動、ならびに、総合型地域スポーツクラブ等の地域に根ざしたスポーツ活動を支援。また、体育指導員を軸に、市民が力を合わせて、市民体育大会、新城マラソン、スポレク祭など、各種スポーツ行事を開催。

(3) 自然を活用したアウトドアスポーツを支援

「ツールド新城」「新城ラリー」「新城パラグライダーカップ」など、新城の自然を活用したアウトドアスポーツを支援。DOSイベントは、全国から2万人以上の人気が集まるほどの注目を浴びており、さらなる充実発展を図る。市民レベルで車の安全運転意識や自転車の活用促進ができるような手だても検討。

<施策>

- 1) 市民がスポーツを通して豊で生きがいのある生活を営み、生涯にわたり健康であることを目指す生涯スポーツ推進計画を策定します。
- 2) 市民のスポーツ振興活動を支援するため、新城市体育協会、スポーツ団体等に補助金を交付し支援します。
- 3) 市民体育大会、新城マラソン、スポレク祭等を開催します。
- 4) DOSの各種イベントについては、昨年度以上の集客を目標として地域の活性化を

図ります。

- 5) DOS の新たなイベントを開催します。

<点検・評価>

生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツ振興に関する分野の指針となる生涯スポーツ推進計画の素案を作成し、学識経験者へ内容の検討を依頼した。

市体育協会や、スポーツ少年団の活動に対する補助金の交付及び、体育指導員の資質向上のため関係機関の開催する研修会等への参加を奨励し、市内で開催する各種スポーツ行事、大会等において市民のスポーツ活動を支援した。

今年度開催した DOS 地域再生プランのイベントは、全て過去最高の参加者、観戦者となり、新城市の PR とともに所期の目的である地域の活性化、経済効果を上げることができた。今後は同時開催するサブイベントについても市民で組織する支援委員会等と連携して内容を充実させ、参加者、観戦者の増加を図っていく。

6 学識経験者の意見

地教行法第 27 条第 2 項の規定に基づき、点検・評価を行うに当たり、学識経験者から意見を聴取しました。

概要については、以下のとおりです。

1. 平成 21 年度報告書の全般に関して

昨年度の報告書と比較して全体の構成や内容が整備されており、目標、方針、施策、点検・評価それぞれが的確であり具体的でもあり理解しやすい。

新城らしい地域特性を生かして新しいユニークな取り組みが随所に見られ成果が着実に実現しており、新城の三宝を基軸として力強く展開されている。今後の更なる発展、向上を大いに期待して高く評価する。

2. 学校教育について

厳しい財政状況にもかかわらず、ふるさと力の創造、愛のスクールインフラ構築、ネットワーク推進、チームワーク強化等の方針と施策が子どもの目線にたって具体的に取り組み、新城の特有の地域性と運動しており魅力的な学校づくりが行われている。

現代の諸問題を踏まえて危機管理や特別支援教育等の子どもを中心・主体とした取り組みの重要性を認識されている。幼保一元化などの新たな課題に対しても教育委員会が中心となって、さらなる改善、充実・発展を期待する。

3. 社会教育について

いかにも新城しかない地域性を最大に活用した取り組みが多くみられ、図書館の利用や公民館活動、スポーツ活動等のすばらしい方針、施策が実施されており成果もおおいに高く評価する。

特に、図書館に関しては昨今、「文字・活字ばなれ」や「本ばなれ」が指摘されていることから、全市をあげて歴史・文化、保護・伝承等の新城市的特有性を地域に強く根付かせることで、子どもたちがふるさとを深く愛し、地域全体の活性化のためにもきわめて有意義と考えます。「親子せせらぎエリア」はすばらしく、小川にこだわらずに他の地域の特性を生かしたエリアの設定や指定文化財の管理規定の整備など今後をおおいに期待する。

4. その他

昨年も指摘しています「教育振興基本計画」策定については、他の市町村の取り組み状況を参考の上、今後の重要課題と考える。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

- 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

平成 21 年度
教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

平成 22 年 3 月
新城市教育委員会

〒441-1392
新城市字東入船6番地1
電話 0536-23-7651 (庶務課)